

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年10月26日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 青森県三八県土整備事務所

（2）住 所 青森県八戸市大字尻内町字鴨田 7

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域 八戸港（付図のとおり）

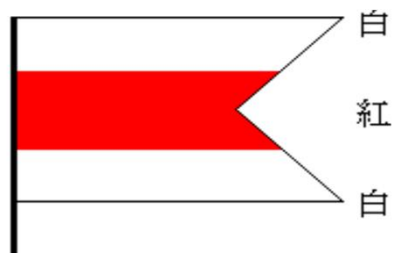
（2）期 間 令和8年11月1日から
令和8年12月31日（内2日間）

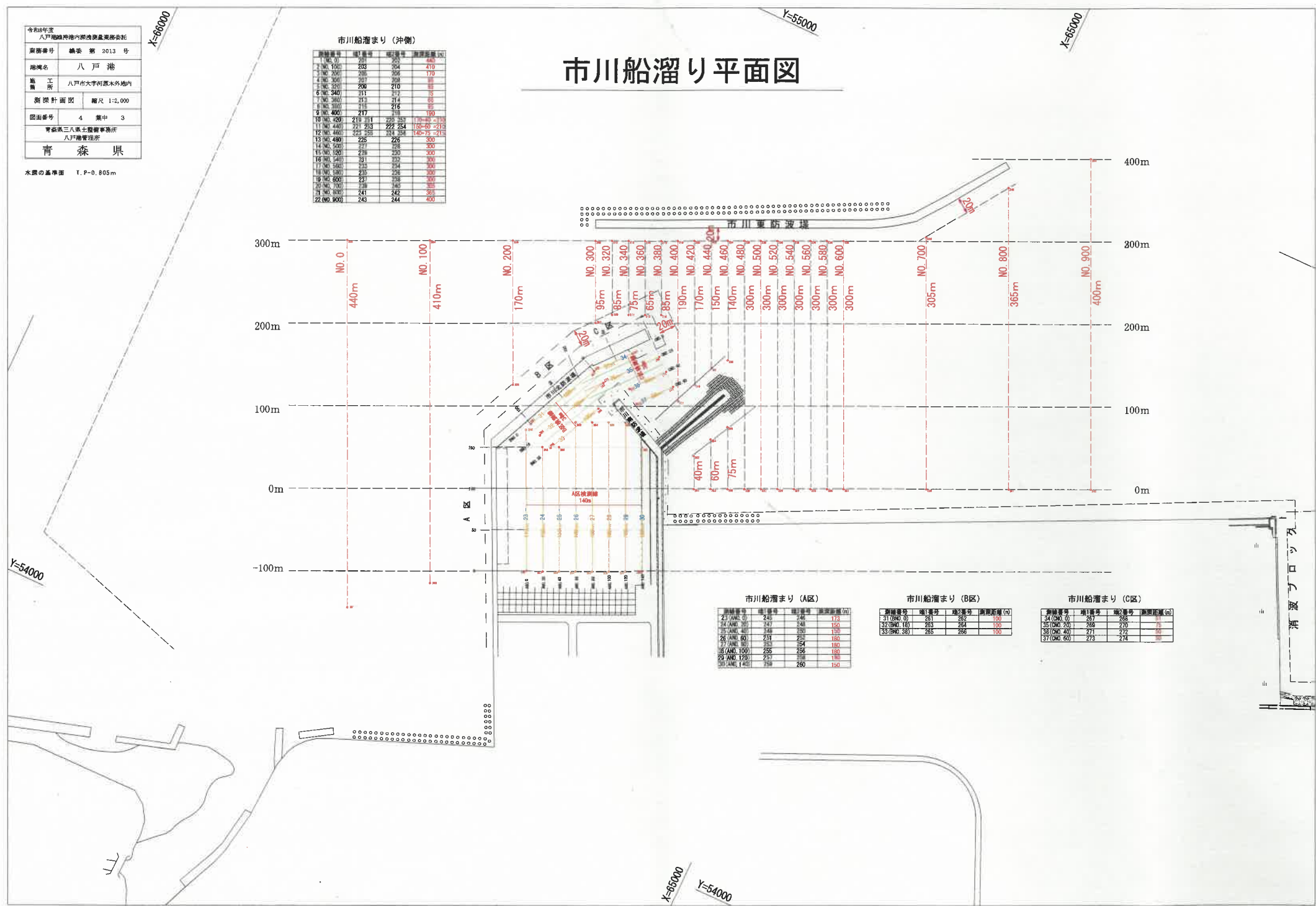
3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚





令和8年度	八戸臨海神港内航路測量業務委託
業務番号	測量 第 2013 号
測量名	八 戸 港
測量所	八戸市大字町部木外域内
市川船溜り地区	縮尺 1:1,000
図面番号	4 表中 4
青森県三八県七建設事務所	八 戸 港 管 理 所
青 森 県	

水準の基準面 T.P.0.806m

市川船溜り平面図



測線番号	測1番号	測2番号	測深距離(m)
27(AWO 0)	245	245	175
24(AWO 20)	247	248	150
15(AWO 40)	248	250	125
13(AWO 60)	251	252	100
17(AWO 80)	253	254	75
28(AWO 100)	255	256	50
29(AWO 120)	257	258	25
30(AWO 140)	258	259	0

測線番号	測1番号	測2番号	測深距離(m)
31(BWO 0)	261	262	100
32(BWO 19)	263	264	187
33(BWO 38)	265	266	75

測線番号	測1番号	測2番号	測深距離(m)
34(CWO 0)	267	268	75
35(CWO 20)	269	270	75
36(CWO 40)	271	272	75
37(CWO 60)	273	274	75